

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置【改訂版】

区域

北海道内全域

期間

令和2年4月17日（金）～5月6日（水）

※下記3の「使用停止」は4月20日（月）～5月6日（水）、下記5は4月24日（金）～5月6日（水）

実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

1. 感染防止の徹底
2. 外出自粛の要請等
3. 施設の使用停止・催物（イベント）の開催自粛の要請（協力依頼）
4. 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進
5. スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

北海道